

現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

山梨県建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、一定の条件を満たす工事において、現場代理人の常駐義務を緩和し2件の工事間で兼任可能としていますが、平成26年3月から次のとおり緩和の拡大を図ります。

1 緩和要件

現場代理人の常駐義務緩和要件	
26年2月まで	①兼任する全ての工事が山梨県発注で、件数は2件まで ②兼任する全ての工事の現場が同一市町村内又は現場相互の間隔が5 km程度 ③兼任する個々の工事の予定価格が8,000万円未満（税込み） ④兼任する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。
26年3月から	①兼任する全ての工事が山梨県発注で、件数は2件まで <u>ただし、県発注工事と工事区間が重なり密接な関連があることから随意契約した市町村等発注工事は、市町村等の承認により県工事の現場代理人と兼任できることがある。この場合、監督員と相談のうえ手続きを行うこと。</u> ②兼任する全ての工事の現場が同一市町村内又は現場相互の間隔が10 km程度 ③兼任する個々の工事の予定価格が8,000万円未満（税込み） ④兼任する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。
兼任する際の条件	(1)現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。 (2)現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。 (3)現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理(安全ミーティング、KY活動等)、及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること。 (4)現場代理人が工事現場を離れる際には、現場代理人は監督員と連絡が取れる体制を構築すること。

2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人及び技術者通知書」と同時に指定様式に兼任する他の工事について記入のうえ提出してください。（別紙参照）

3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

4 適用期間

公告日（指名競争入札については指名通知日）が平成26年3月1日から当面の間に発注する全ての工事に適用します。